

## 2018年日本政府年次報告

### 「人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約（第142号）」 （2013年6月1日～2018年5月31日）

#### I. 質問 I について

前回までの報告に追記すべき事項はない。

#### II. 質問 II について

##### [第1条]

○ 効果的な調整が確保されている方法並びに現在実施されている政策及び計画について

雇用対策法により、国は、職業指導及び職業紹介の事業を充実することも含め、雇用に関し必要な施策を総合的に講ずることとされている(同法第3条第1項)。また、施策の策定に当たっては、国民経済の健全な発展等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増大及び地域における就業機会等の不均衡の是正等に配慮しなければならないこととされている(同法同条第2項)。

また、国は、雇用対策法施行規則第1条第1項に基づき、「雇用政策基本方針」を策定し、公表するものとしている。これは、今後5年程度の間に取り組むべき雇用政策の方向性を示し、施策の基本となる事項を定めるものである。

2014年4月に策定した雇用政策基本方針は、日本経済を持続的成長に導く道筋を示している成長戦略である「日本再興戦略」（2013年）を踏まえ、経済的及び社会的側面を考慮して、作成されたものである。この基本方針は、少子高齢化に伴う人口減少、グローバル化による競争激化など、雇用をとりまく社会や経済の構造が変化する中で、「仕事を通じた一人一人の成長と、社会全体の成長の好循環」という将来ビジョンを掲げている。また、この将来ビジョンの実現に向け、「雇用政策基本方針」において、社会全体での人材の最適配置・最大活用や危機意識をもった「全員参加の社会」の実現を、雇用政策の基本的な方向性として位置づけている。

この基本方針に基づき、日本政府は、労働市場インフラの戦略的強化、個人の成長と意欲を企業の強みにつなげる雇用管理、「全員参加の社会」にふさわしい働き方の構築や仕事を通じた成長の機会の提供、良質な雇用の創出を目指し、職業指導、職業訓練等の施策を総合的に推進している。

○ 関係を有する団体又は機関

2017年7月、政府部内における職業訓練に関する組織が、厚生労働省の職業能力開発局から人材開発統括官に組織再編された。

##### [第2条]

これまで我が国の学校制度の基本的な枠組みは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校に分けられる。このうち小学校、中学校（中等教育学校の前期課程）、義務教育学校及び特別支援学校小学部・中学部は義務教育とされている。

（2015年の学校教育法の改正により、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設された。）

[第3条] ～ [第5条]

前回までの報告に追記すべき事項はない。

○ 2013年条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて

1 職業指導及び職業訓練に関する、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「JEED」という。）の業務及び実施の結果について

JEEDは、高齢者、障害者及び求職者その他の労働者の職業の安定を図ることを目的として設立された組織である。

具体的には、以下のような事業を実施している。

- (1) 高齢者等の雇用促進のための給付金の支給
- (2) 高齢者等の雇用に関する事業主への相談・援助
- (3) 高齢期の職業生活設計に必要な助言・指導
- (4) 障害者職業センターの設置及び運営
- (5) 障害者職業能力開発校の運営
- (6) 障害者雇用納付金関係業務（納付金の徴収、助成金等の支給、障害者の技能に関する競技大会、障害者雇用に関する講習・啓発等）
- (7) 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校等の設置及び運営
- (8) 求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導
- (9) 雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務及び譲渡等するまでの間の管理運営業務

JEEDは、職業訓練については、以下のような取組を行っている。

- ① 離職者を対象とする主にもものづくり分野の職業訓練
- ② 産業の基盤を支える高度技能者の養成のための職業訓練
- ③ 事業主のニーズ等に基づき、在職者を対象とする職業訓練

また、JEEDは、職業相談、面接指導、就職準備説明会、求人情報の提供等の職業指導を行うことにより、再就職に向けて一貫した就職支援を行っている。

これらの取組に関する2016年度の実績は、

- ①の職業訓練：受講者数約2.8万人、就職率88.4%

②の職業訓練：受講者数約6千人、就職率99.5%

③の職業訓練：受講者数約6.1万人

このように、我が国において、職業訓練は、独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止後も、引き続き適切に実施されている。

そのため、同機構の廃止による職業訓練施策への影響はないと考えている。

## 2 緊急人材育成支援事業に関する情報提供について

政府が実施していた緊急人材育成支援事業は、2011年9月をもって終了した。

緊急人材育成支援事業は、基金を造成し、雇用保険を受給できない求職者に対して、職業訓練及び職業訓練期間中の生活給付を行うことを目的としたものであった。ただし、この制度は、緊急の時的措置であった。

そこで、このような求職者に対する新たなセーフティーネットを恒久制度として創設する必要がある。そのため、政府は、2011年10月から「求職者支援制度」を実施している。

求職者支援制度とは、緊急人材育成支援事業と同様に、雇用保険を受給できない求職者の方を対象としている。これは、職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職を目指す制度である。具体的には、以下のような施策を行っている。

(1) 無料の職業訓練（求職者支援訓練）

(2) 一定の支給要件（※）を満たす場合、職業訓練の受講を容易にするための給付金（職業訓練受講給付金）の支給

（※）本人収入、世帯収入及び資産要件等がある。

(3) ハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援

求職者支援訓練としては、営業・販売・事務、介護福祉、デザイン等のコースがある。

## 3 ジョブ・カード制度及び他の職業指導措置について

ジョブ・カードについては、2015年10月から、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援を行うに当たり、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものとして見直しを行った。これは、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的とするものである。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）においては、国がジョブ・カードの様式を定め、その普及・促進に努めるよう規定されている。平成30年4月には、利便性の向上を図るため、その様式を改正した。この改正により、利用者等のニーズに応じた様式の編集が可能となった。

参考情報として、公共職業安定所を通して提供される職業指導の有効性についての統計として公共職業安定所における求人、求職、就職の状況を取

りまとめた職業安定業務統計を別紙のとおり提出する。

#### 4 女性に対する教育、訓練及び生涯学習へのアクセスを促進するための措置について

マザーズハローワーク等では、子育てをしながら就職を希望している方に対して、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制による職業相談、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供などを実施することにより、2016年度は約74,000人の子育て女性等の就職を実現した。

また、マザーズハローワーク等では、職業訓練そのものは提供されないが、職業相談の過程で、各種職業訓練の情報提供等を行っている。

マザーズハローワーク等の行う就労支援策が訓練への女性のアクセスの改善に与えた影響に関する統計資料は存在しない。

なお、生涯学習への女性の参加促進については、大学や専門学校等における学び直しの推進や放送大学における学習環境の整備、独立行政法人国立女性教育会館における研修・研究による女性教育の振興等、多様化する学習ニーズに対応した学習機会の充実に向けて取組を推進している。

また、育児等を理由とする離職後の再就職に向けた能力開発を支援するため、託児サービス付き訓練や短時間訓練等を推進している。

#### 5 若者や長期失業者等に対する教育、訓練及び生涯学習へのアクセスを促進するための措置について

雇用保険の受給できる若者及び長期失業者等に対しては、公共職業訓練が提供されている。

また、雇用保険の受給できない、若者及び長期失業者等に対しては、前述の求職者支援制度により、様々な求職者支援訓練が提供されている。

さらに、新卒者等の就職支援の拠点である「新卒応援ハローワーク」等では、ジョブサポーターの担当者制によるキャリア設計に関わる相談や、具体的な就職活動に係る指導など、きめ細かな支援を実施するとともに、大学等と連携して、学校を担当するジョブサポーターによる出張相談等に取り組んでおり、2017年度は197,227人の正社員就職を実現した。

また、いわゆるフリーターの支援拠点である「わかものハローワーク」等で、フリーターに加え、就職氷河期世代（現在概ね30歳代後半～40歳代前半者）の不安定就労者について、早期に安定した就労へ移行できるよう、担当者制による個別相談や、正社員就職に向けたセミナー、職業訓練への誘導等の各種支援、就職後の定着支援等を実施するなど、正社員就職促進に向けた一貫した支援に取り組んでおり、2017年度は289,403人の正社員就職を実現した。

#### 6 職業指導及び職業訓練の政策及び計画の策定に関する労使団体との協議について

雇用政策に関する法令の制定、改正及び施行に係る重要事項等は公労使同数で組織される労働政策審議会において審議されている。

2016年4月に策定された「第10次職業能力開発基本計画」については、公労使同数で組織される職業能力開発分科会（現在の名称：人材開発分科会）において、審議されたものである。

2014年4月に策定された「雇用政策基本方針」については、公労使同数で組織される職業安定分科会において、審議されたものである。

### Ⅲ. 質問Ⅲについて

2017年7月、政府部内における職業訓練に関する組織が、厚生労働省の職業能力開発局から人材開発統括官に組織再編された。

### Ⅳ. 質問Ⅳについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

### Ⅴ. 質問Ⅴについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

### Ⅵ. 質問Ⅵについて

前回までの報告に追記すべき事項はない。

### 7. 質問Ⅶについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

職業安定業務統計  
Report on Employment Service  
一般職業紹介状況  
(平成25年～28年)

Employment referrals for general workers  
(2013~2016)

年 月 Date	一 般 <sup>1)</sup> Total number									
	新規求職 申込件数 New applications	月間有効 求職者数 Monthly active applications	新規求人数 New job openings	月間有効 求人数 Monthly active job openings	就職件数 Persons who found employment	新規求人 倍率 New job openings-to- applicants ratio C/A	有効求人 倍率 Active job openings-to- applicants ratio D/B	充足率 Sufficiency ratio E/C×100	就職率 Ratio of persons who found employment E/A×100	
	A	B	C	D	E			E/C×100	E/A×100	
平成25年 計 Total 2013	6,509,679	2,292,475	9,531,065	2,120,933	2,117,984	1.46	0.93	22.2	32.5	
26 2014	6,026,652	2,092,574	10,003,325	2,276,733	2,018,629	1.66	1.09	20.2	33.5	
27 2015	5,739,454	1,979,477	10,356,541	2,373,739	1,907,016	1.80	1.20	18.4	33.2	
28 2016	5,369,426	1,865,558	10,928,380	2,529,959	1,807,879	2.04	1.36	16.5	33.7	
平成27年 2015										
1月 Jan.	538,684	1,886,534	946,562	2,281,174	134,768	1.76	1.21	14.2	25.0	
2 Feb.	509,482	1,956,321	881,491	2,396,097	155,800	1.73	1.22	17.7	30.6	
3 Mar.	540,896	2,070,500	875,144	2,478,828	202,536	1.62	1.20	23.1	37.4	
4 Apr.	653,917	2,184,420	861,080	2,359,790	191,606	1.32	1.08	22.3	29.3	
5 May	472,079	2,119,184	773,440	2,258,530	162,385	1.64	1.07	21.0	34.4	
6 June	481,113	2,083,737	858,643	2,296,733	173,740	1.78	1.10	20.2	36.1	
7 July	449,991	2,002,174	901,248	2,334,354	160,398	2.00	1.17	17.8	35.6	
8 Aug.	418,392	1,943,130	816,451	2,353,699	136,669	1.95	1.21	16.7	32.7	
9 Sept.	446,379	1,924,584	865,949	2,402,077	153,433	1.94	1.25	17.7	34.4	
10 Oct.	477,128	1,943,349	966,747	2,478,479	161,946	2.03	1.28	16.8	33.9	
11 Nov.	389,756	1,868,567	828,806	2,464,485	144,584	2.13	1.32	17.4	37.1	
12 Dec.	361,637	1,771,225	780,980	2,380,616	129,151	2.16	1.34	16.5	35.7	
平成28年 2016										
1月 Jan.	477,577	1,788,708	971,986	2,425,874	122,235	2.04	1.36	12.6	25.6	
2 Feb.	504,182	1,870,622	966,486	2,573,991	154,063	1.92	1.38	15.9	30.6	
3 Mar.	508,891	1,964,396	921,043	2,645,853	200,847	1.81	1.35	21.8	39.5	
4 Apr.	581,809	2,033,640	894,530	2,524,448	172,096	1.54	1.24	19.2	29.6	
5 May	466,150	1,995,897	852,952	2,450,457	158,632	1.83	1.23	18.6	34.0	
6 June	443,594	1,948,063	907,184	2,472,437	162,804	2.05	1.27	17.9	36.7	
7 July	400,981	1,863,187	890,968	2,460,382	141,648	2.22	1.32	15.9	35.3	
8 Aug.	412,746	1,835,734	888,039	2,499,951	135,532	2.15	1.36	15.3	32.8	
9 Sept.	431,972	1,830,173	944,437	2,563,266	149,439	2.19	1.40	15.8	34.6	
10 Oct.	424,028	1,823,987	956,134	2,612,758	148,147	2.25	1.43	15.5	34.9	
11 Nov.	381,761	1,767,081	893,015	2,610,248	139,785	2.34	1.48	15.7	36.6	
12 Dec.	335,735	1,665,211	841,606	2,519,844	122,651	2.51	1.51	14.6	36.5	

資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

Source : Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare "Report on employment service".

注：1) 新規学卒者を除きパートタイムを含む。  
2) 月平均である。

Notes: 1) Excluding new school graduates and including part-timers.  
2) Monthly average.